資料－3

湖岸公園全体計画について

滋賀県交通まちづくり部
THEシガパーク推進課

湖岸の現状

琵琶湖湖岸の総延長は約235kmあり、様々な土地利用がされています。

湖岸は河川区域に指定されており、重複する箇所で河川占用許可を受け、県の管理する都市公園や自然公園（園地等）、びわ湖こどもの国があります。

このほか、市町の管理する公園、民間施設（キャンプ場やビーチ、クランピング等の宿泊施設、カフェ等のレクリエーション施設）も立地しています。

湖岸の現況図



湖岸公園の現状

➢ 湖岸公園の現状

県が管理する湖岸公園には、都市公園、自然公園、児童福祉施設があります。

都市公園：
琵琶湖周辺の自然保全やレクリエーション利用増進を図るために整備

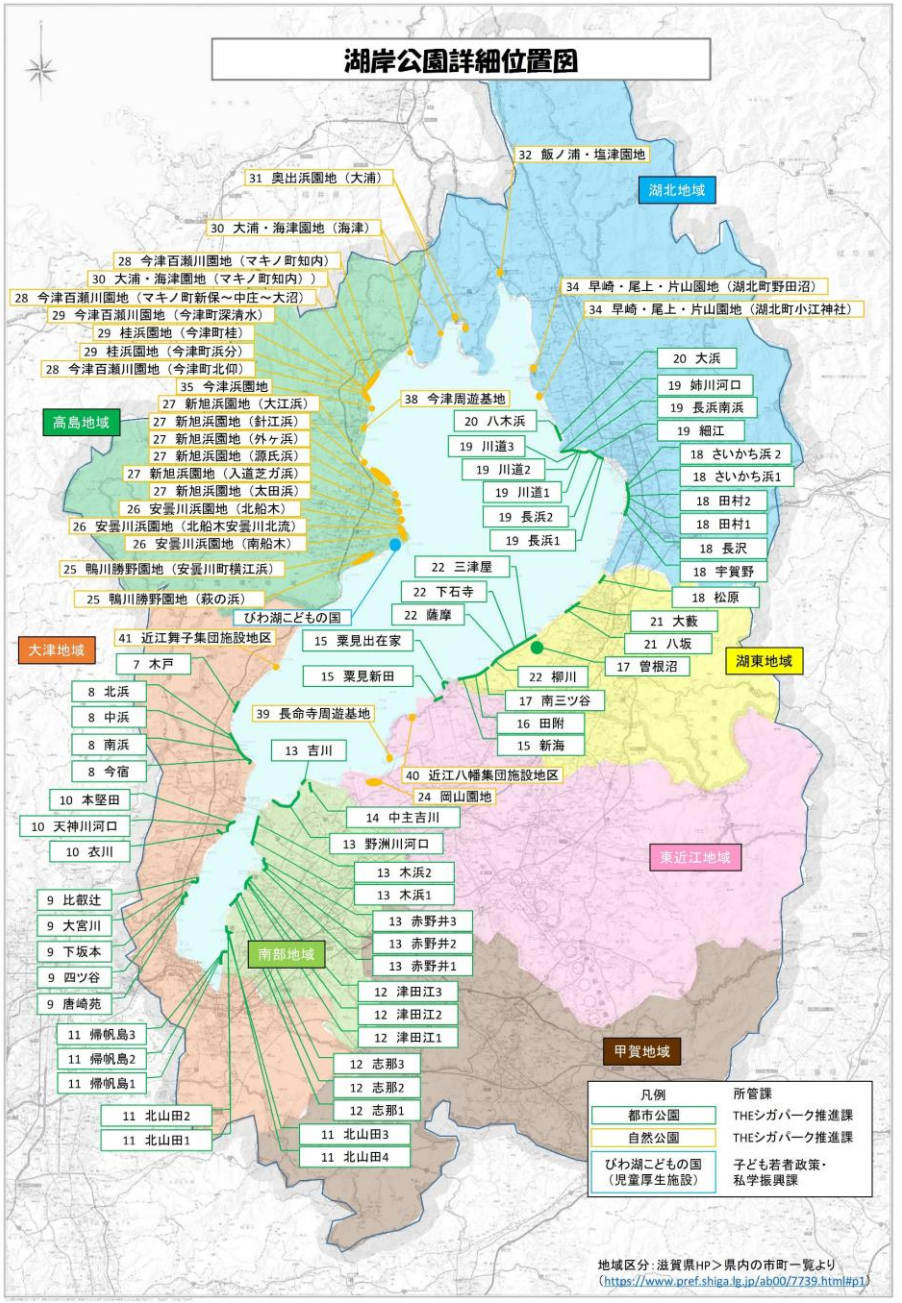


自然公園：
優れた自然の風景地の保護と利用の増進、生物の多様性の確保を目的



びわ湖こどもの国
（児童福祉施設）
次代を担う児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするための児童厚生施設。





湖岸公園全体計画の関連計画

➢ みどりとみずべの将来ビジョン(令和2年(2020年)3月)

琵琶湖保全再生施策に関する計画　（平成29（2017年）年3月）において定められた「守る」ことと「活かす」ことの好循環の推進を図る方針を踏まえ、湖辺域を対象とした「守る」「活かす」の好循環に資する、まちづくりの方向性を示したビジョン。

各自治体が有する各種計画と整合した、概ね20年後の湖辺域の目指すべき将来像を定めた計画で、湖辺域を、①保全エリア、②利用エリア、③活用エリアに区分。





湖岸公園全体計画の関連計画

➢ 滋賀県営都市公園マネジメント基本方針(令和2年(2020年)12月)

県営都市公園が、果たすべき役割・機能について検討を行い、施策の方向性を示した都市公園のマネジメント基本方針。

■ 目的

本方針は、**今後の概ね 10 年間**を想定して、行政・県民・事業者等が、県営都市公園が担う役割とめざすべき基本的な方向性を共有し、だれもが自由に利用できる多様性に配慮したにぎわいと活力あふれる県営都市公園となることをめざす。

また、県営都市公園が画一的なものとならないよう、７つの県営都市公園ごとに、それぞれ担うべき役割や機能を示す。

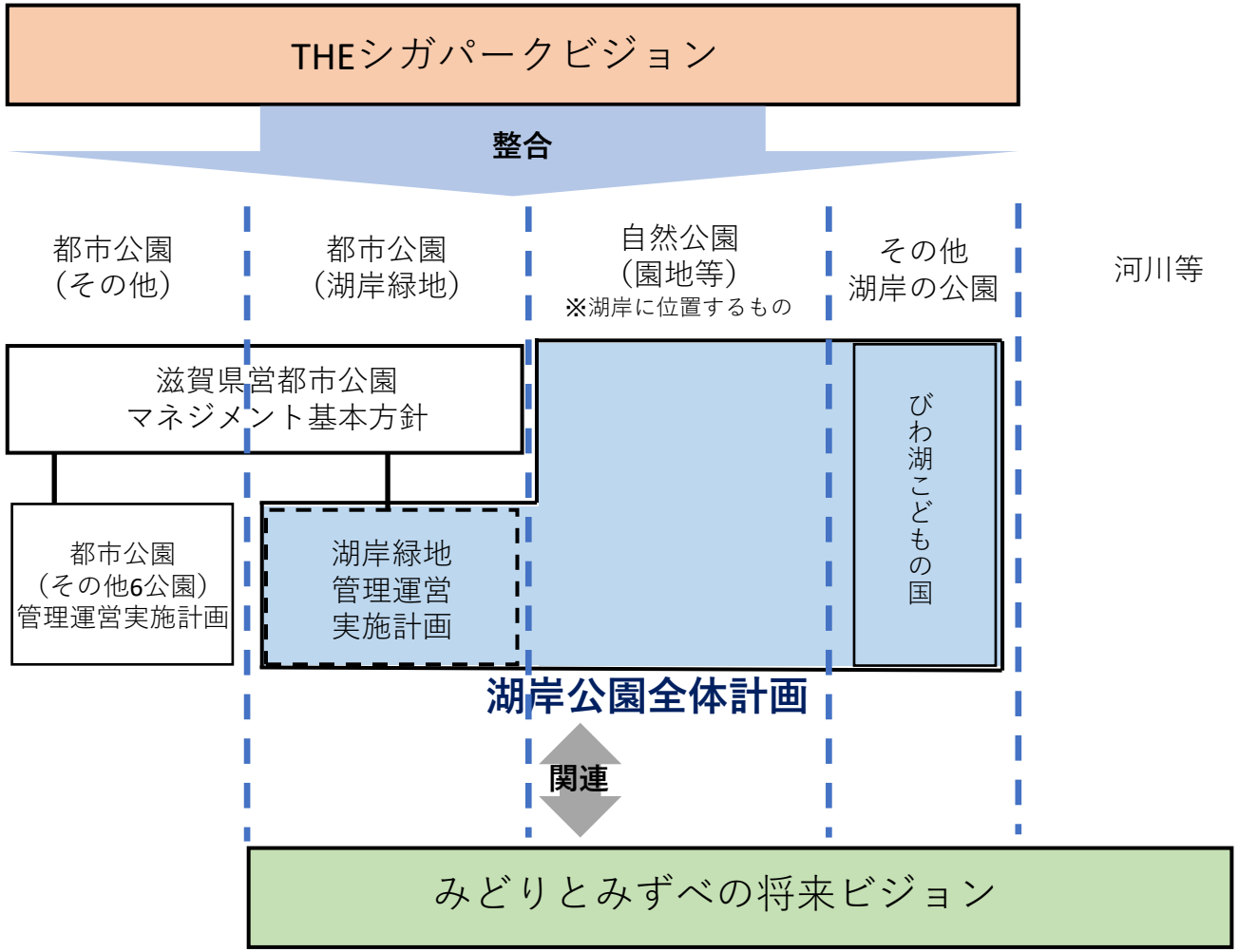
【配置図】



【各県営都市公園が担うべき役割・機能】

公園名	役割・機能
湖岸緑地	琵琶湖生態系の保全・再生をめざし、広大な**ビオトープネットワーク**としての役割を担う。また、「みどりとみずべの将来ビジョン」で示された方針の下、県内外からの広域的な利用・活用も想定し、持続可能な賑わいに資する利用・活用の促進を図る場としての役割を担う。
尾花川公園	開設目的である琵琶湖競艇場と近隣住宅との緩衝帯としての機能のもと、近隣公園として概ね徒歩圏内の地域住民の利用ニーズに応える**身近な都市公園**としての役割を担う。
春日山公園	里山の自然環境や古墳群などの保全を行いながら、湖西地域の市街地と隣接した豊かな自然を活かした**環境学習や里山保全活動**の「実践の場」としての役割を担う。
びわこ文化公園	びわこ文化公園都市内および周辺の多数の文化・芸術・スポーツ施設、学術・教育研究機関、医療・福祉施設、各種企業、近隣住民や県内外からの広域的な利用者も含め、**多様な主体が相互に交流**し、新たなライフスタイルやイノベーションを創出する場としての役割を担う。
奥びわスポーツの森	湖北地域の**スポーツ振興**に資するとともに、琵琶湖をはじめとした豊かな自然環境を活かしたアウトドアアクティビティや観光誘客、環境教育等の場としての役割を担う。
びわこ地球市民の森	野洲川の廃川敷を利用して自然環境を再生するため、県民との協働による豊かな森づくりとして整備を進めてきた。今後は、**県民との協働による森の維持管理**に比重を移し、継続的な環境活動の「実践の場」「学びの場」としての役割を担う。
彦根総合スポーツ公園	全県レベルでのスポーツ振興に資するとともに、彦根市街や彦根城、彦根市金亀公園に隣接する立地を活かし、観光や民間事業、イベント等、**都市的な特徴ある利用**を想定した役割を担う。

湖岸公園全体計画の位置づけ（参考図）



湖岸公園の課題

➢ 課題1　賑わい創出のための民間活力導入

利用者数が多くポテンシャルの大きい公園には、賑わいをさらに高めるために民間の活力やサービスの導入が必要であることから、ポテンシャルや自然環境の状況を踏まえて、優先して取り組むエリアを明確にすることが必要。

➢ 課題2　再整備や維持管理にあたっての優先度をつけること

湖岸公園には多くの施設があり、利用される頻度も様々であることから、全ての公園施設を均等なレベルで再整備や維持管理を行うことは難しい。人口減少などの社会構造の変化を踏まえ、利用者が減少する可能性も考慮した再整備や維持管理の方針の検討が必要であることから、利用状況や老朽化等を踏まえた、保全・利用・活用の各エリアの再整備や維持管理方針が必要。

湖岸公園全体計画で整理したいことについて

①湖岸公園におけるエリア区分の設定

「みどりとみずべの将来ビジョン」のエリア区分（保全・利用・活用）を基に、湖岸公園としてのエリア区分を設定のうえ、問題ないか確認する。

②各エリアにおける取組方針を検討

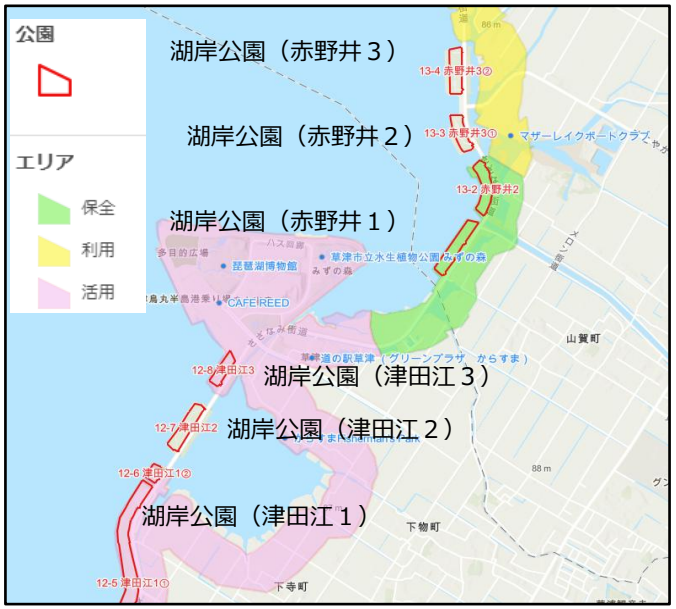
各エリアにおける維持運営管理の方針を検討。

③活用エリアのうち、特に活用を促進するエリアを設定

民間活力導入を特に促進するため、活用促進エリア（案）を設定

(参考)みどりとみずべの将来ビジョンにおける湖辺域の将来像





活用促進エリアの検討に向けて

活用促進エリアについては、以下の事項を検討したうえで、総合的にエリアの設定をする。

- 公園のインフラ整備状況の調査・整理
- 公園周辺の土地利用状況の調査・整理
- 公園利用実態の調査・整理
- 市町の計画との整合
- 民間事業者等のニーズ把握のための調査

今後の予定

本日

第１回懇話会　令和８年11月4日

第２回懇話会　令和９年1月頃（予定）

議題（案）：エリア区分案、取組方針案について

第３回懇話会　令和９年３月頃（予定）

議題（案）：湖岸公園全体計画（案）について

令和9年度以降

・エリア区分案について、市町、地元、関係者を含めた議論を経て確定させる。